

議 事 録

会議名	釧路市障がい者自立支援協議会 第2回 運営会	
事務局	釧路市障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター	
開催日時	令和6年7月25日(木) 15:00~15:45	
開催場所	釧路市役所防災庁舎5階 会議室A	
出席者	部会員	出席7名 相談支援部会～佐々木部会長(一般社団法人ソーシャルカフェ) 竹内副部会長(地域支援センターつばさ) 山本副部会長(いまじん) 生活支援部会～高橋部会長(鶴が丘学園) 井上副部会長(生活介護事業所あゆみ) 権利擁護部会～木村副部会長(北海道地域生活定着支援釧路センター) 雇用就労部会～和泉部会長(くしろジョブトレーニングセンターれぼぜ) 教育療育部会～なし
	その他	
	傍聴者	2名
	事務局	出席8名 小池・西田・辻野・船坂・鈴木(釧路市 障がい福祉課) 柿沼・林・吉川(釧路市障がい者基幹相談支援センター) (敬称略)
会議次第	1. 開 会 2. 挨拶 3. 議 事 (1) 専門部会の活動状況について (2) 日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告の日程等について (3) 障がい者地域生活支援拠点等事業について (4) その他について 4. 閉 会	

議 事 内 容

1. 開会

2. 挨拶

釧路市障がい者自立支援協議会運営会長 和泉 宣也

3. 議事

進行：運営会長 和泉 宣也

(1) 専門部会の活動状況について

○事務局より

- ・資料1「令和6年度 釧路市障がい者自立支援協議会 役員名簿」を説明。

○各専門部会より活動状況報告

- ・前回（4月30日）の運営会開催以降の各専門部会の活動状況について報告。
- ・教育療育部会については役員欠席のため、事務局より報告。

<相談支援部会>

- ・6月7日に部会実施。役員改選や令和6年度活動計画、研修会を実施。
- ・研修内容は生活保護制度のケースワーカーの役割、生活困窮者自立支援制度とくらしごとの役割について、それぞれ担当者を招き説明。その後生活保護と生活困窮について質疑応答とグループワーク実施。
- ・今後については、8月22日に役員会、9月25日に部会を予定。

<生活支援部会>

- ・5月7日、6月13日に役員会を実施。6月28日に部会を実施。
- ・訪問系サービス事業所へ地域課題に対するアンケートを実施し、集計結果を報告。
- ・9月または10月に第2回部会を予定。12月に第3回部会を予定しており、虐待についての研修を行う。

<権利擁護>

- ・7月12日に第1回部会を実施。
- ・参加機関より定期報告。精神を抱える方のケース増加傾向。権利擁護成年後見センターより、市長申立のケースが増加、これまで後見のみであった市長申立も、すべてではないが保佐も対応ができるようになってきている。
- ・くしろ・ねむろ障がい者就業生活支援センターぷれんより、企業においても合理的配慮が義務化になったことで啓発活動を実施。次回部会時に啓発活動について説明予定。

<雇用就労>

- ・6月24日に第1回部会を開催。売上、アセスメント、利用者確保の3テーマに分けてグ

ループワークを実施。

- ・他に新規事業所紹介（A—up、まはろという）の2事業所紹介と障がい福祉課より除雪に関する提案があり、事業の一つとして地域の方から要望があった際に事業所へ紹介する流れを検討中。
- ・7月2日に役員会を開催。8月予定の部会では釧路市ビジネスサポートセンターk—B i zを招き、講演予定。

<教育療育>

- ・6月26日、第1回放課後等デイサービスのつどい開催。
- ・7月1日、第1回部会開催。今年度活動内容、自立支援協議会組織全体と目的、専門部会の役割、本年度スケジュールについて説明。6月26日の第1回放課後等デイサービスのつどい実施状況の報告。次に災害時の自助、共助、公助について市防災危機管理課に協力を得て、災害時における釧路市の避難所と一時避難所の形態について説明。その後、グループワークを実施し、非常時に必要な持ち出し品の優先度の検討等を実施。
- ・同日、医療的ケア児者支援検討会議に開催。今年度のスケジュール説明、北海道医療的ケア児者の状況調査の結果報告、医療的ケア児者を応援する市区町村ネットワーク会議の概要説明。続いて医療的ケア児等のコーディネーターについて説明。釧路市の医療的ケア児者に必要な社会資源についてグループワーク実施。災害時の非常用電源の助成、看護師の配置や待遇の強化、事業所における報酬の見直し。資格の話、レスパイト入院先の拡大と確保の意見あり。

○委員からの質疑応答及び意見

なし

(2) 日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告の日程等について

○事務局より

- ・資料2「日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告について」を説明。
- ・資料3「令和5年度日中サービス支援型共同生活援助事業実施状況報告シート（様式）」を説明。

○委員からの質疑応答及び意見

なし

(3) 障がい者地域生活支援拠点等事業について

- ・資料4「釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業の報告について」を説明。
- ・短期入所の定員超過利用による協力事業所数について、新たにショートステイ新栄が追加となり11か所となる。

○委員からの質疑応答及び意見

なし

○事務局より

- ・資料5「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う緊急時受入加算等及び地域生活支援拠点等への位置づけについて」を説明。

○委員からの質疑応答及び意見

- ・通所系サービス事業所における緊急時受入加算の対象者は、緊急受け入れが必要な生活介護等の通所系サービス利用者ということでしょうか。

⇒そのとおりである。

- ・1日あたり100単位という単位数の低さから、通所系サービス事業所にとってのメリットはあまりない。短期入所ではなく、通所系サービス事業所で受け入れることになるのか疑問である。

⇒以前、運営会委員から、生活介護事業所で緊急時に夜間の受け入れをした事案があったとの報告があった。今まで緊急時の受入をしても評価されていなかった事業所は、今回の位置付けによりメリットが生じると考えている。

- ・通所系サービス事業所で緊急受入をした際の食事代等の設定はどのようになるのか。

⇒市が食事代等の費用を設定するものではないと考えている。

- ・事業所と市の事前協議とあるが、どのような協議を行うのか。

⇒他市町村では、関係機関と連携することや市の求めに応じて協議会に参加すること、個人情報を守ることなどを協議事項として定めており、本市においても他市町村を参考に協議事項を検討していきたい。

- ・地域生活支援拠点等へ位置付けた事業所はどのように周知するのか。

⇒市のホームページに掲載することを考えている。

(4) その他

- ・なし

4. 閉会